

令和4年8月12日

## 吸収分割にかかる事前開示書面

大阪市中央区伏見町4丁目3番9号  
阪和興業株式会社  
代表取締役社長 中川 洋一

当社は、当社を吸収分割会社、阪和ダイサン株式会社（東京都中央区築地1丁目13番1号。以下「阪和ダイサン」といいます。）を吸収分割承継会社とする、当社の東京本社における条鋼部門の事業及び北関東支店における事業の吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づき開示すべき事項は次のとおりです。

### 1 吸収分割契約の内容

別添1のとおりです。

### 2 分割対価の相当性に関する事項【規則183条第1号イ】

本吸収分割において、吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であることから、吸収分割会社に対して株式その他の金銭等を交付しません。

### 3 新株予約権についての定め相当性に関する事項【規則183条第3号】

該当事項はありません。

### 4 吸収分割承継会社に関する事項【規則183条第4号】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（最終事業年度がないときは、成立の日における貸借対照表）【規則183条第4号イ】

別添2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合、成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容【規則183条第4号ロ】

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容【規則183条第4号

ハ】

阪和ダイサンは、令和4年8月1日付で、当社の完全子会社である株式会社ダイサン（以下「ダイサン」といいます。）との間で吸収分割契約を締結しており、令和4年10月1日を効力発生日として、ダイサンを吸収分割会社、阪和ダイサンを吸収分割承継会社とする吸収分割を行う予定です。

5 吸収分割会社に関する事項【規則183条第5号】

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容【規則183条第5号イ】

該当事項はありません。

- (2) 最終事業年度がないときは、成立の日における貸借対照表【規則183条第5号ロ】  
該当事項はありません。

6 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項  
別添3のとおりです。

7 本書面の備置開始日後に生じた変更に関する事項  
変更が生じましたら、開示いたします。

以上



## 吸収分割契約書

阪和興業株式会社(本店所在地:大阪府大阪市中央区伏見町四丁目3番9号、以下「甲」という。)及び阪和ダイサン株式会社(本店所在地:東京都中央区築地一丁目13番1号、以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条 (本契約の目的)

本契約に従い、甲は、吸収分割の方法により、効力発生日(第5条において定義される。以下同じ。)をもって、甲が甲の東京本社における条鋼部門の事業及び北関東支店における事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務の一部を乙に承継させるものとし、乙はこれを承継するものとする(かかる吸収分割を、以下「本会社分割」という。)

### 第2条 (承継する権利義務)

乙が本会社分割により甲から承継する権利義務は、本事業に関して甲が有する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務(以下「承継権利義務」という。)とする。

### 第3条 (本会社分割の対価の交付)

乙は、本会社分割の対価を甲に交付しない。

### 第4条 (乙の資本金及び準備金)

本会社分割により増加する乙の資本金等の取扱いは次のとおりとする。

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 資本金の増加額   | 0円 |
| (2) 資本準備金の増加額 | 0円 |
| (3) 利益準備金の増加額 | 0円 |

### 第5条 (効力発生日)

本会社分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2022年10月1日とする。但し、本会社分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙の合意に基づき、効力発生日を変更することができる。

### 第6条 (法令上の手続)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本会社分割の実行のために関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条 （本会社分割の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間において、甲及び乙の合意に基づき、本会社分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条 （本契約の効力）

本契約は、前条の定めに従い本契約が解除された場合、又は、効力発生日の前日までに法令に定める関係官庁の承認（必要な場合に限る。）が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第9条 （協議事項）

本契約に定めのある事項のほか、本会社分割に関して必要な事項が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

第10条 （管轄）

本契約に関連して甲乙間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本契約締結の証として、本契約書を1通作成し、甲乙記名押印の上、甲がこれを保有し、乙はその写しを保有する。

2022年8月1日

大阪府大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

甲 阪和興業株式会社

代表取締役社長 中川 洋一



東京都中央区築地一丁目13番1号

乙 阪和ダイサン株式会社

代表取締役社長 松本 大吾



以上

別紙

承継権利義務明細表

I 資産

甲が本事業に関して有する一切の資産（但し、効力発生日時点において甲が所有する本事業に属する商品の在庫を除く。）。

II 契約その他の権利義務等

(1) 雇用契約

乙は、甲から雇用契約上の地位及び権利義務を承継しない。

(2) その他の契約

本事業に属する、甲を買主とする売買契約を除く一切の契約上の地位及び当該契約に基づく一切の債権債務。但し、効力発生日の前日までの日付で、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号）に基づいて収益が認識される取引契約に基づく債権は承継しない。

III 併存的債務引受

甲の乙に対する債務の承継は、すべて併存的債務引受の方法による。

以 上



第 1 期

# 設立時貸借対照表

令和 4 年 6 月 1 日

阪 和 ダ イ サ ン 株 式 会 社  
( 法 人 番 号 :4010001227075)

設立時貸借対照表

商号 阪和ダイサン株式会社

代表取締役 松本 大吾

令和4年6月1日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
I 流 動 資 産	( 30,000,000 )		
現金 及 び 預 金	30,000,000		
		負 債 の 部 合 計	0
		( 純 資 産 の 部 )	
		I 株 主 資 本	( 30,000,000 )
		1. 資 本 金	30,000,000
		純 資 産 の 部 合 計	30,000,000
資 産 の 部 合 計	30,000,000	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	30,000,000



令和4年8月12日

阪和興業株式会社  
代表取締役社長 中川 洋一

### 債務履行の見込みがあることの理由書

当社は、阪和ダイサン株式会社（以下「阪和ダイサン」といいます。）との間で、当社が吸収分割会社、阪和ダイサンが吸収分割承継会社となる、当社の東京本社における条鋼部門の事業及び北関東支店における事業の吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いますが、以下の理由から、本件分割の効力発生日以後に当社が負担すべき債務及び阪和ダイサンが負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断いたします。

#### 記

##### (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込み

当社の令和4年3月末日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っており、また、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を上回る見込みです。加えて、本件分割の効力発生日以後における債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ確認されておられません。

したがって、吸収分割会社の債務につき履行の見込みはあるものと判断いたします。

##### (2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

阪和ダイサンにおいては、本件分割の効力発生日における資産の額が負債の額を上回っていることが見込まれます。また、本件分割の効力発生日以後における債務の履行に支障を及ぼすような事象の発生及びその可能性は、現在のところ確認されておられません。

したがって、吸収分割承継会社の債務につき履行の見込みはあるものと判断致します。

以上